

第 6 回

富里市農業委員会議事録

令和 4 年 6 月 7 日（火）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第6回）

日 時 令和4年6月7日（火）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

5 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
について

6 議案第5号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定
について

7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（8名）

1 番	関	利	之	2 番	伊	井	義	則	
3 番	塩	澤	英	一	4 番	篠	原	美 恵 子	
5 番	相	川	克	義	6 番	森	田	孝	子
7 番	田	上	友	子	8 番	藤	崎	芳	久

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和４年第６回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は８名中８名ですので、会議は成立しております。

(午後 １時３５分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第２項の規定により、議長において指名します。

相川克義君、森田孝子君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第１号

議 長 日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転
１を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転１について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は相川会長職務代理、篠原委員と塩澤です。

概要は議案書のとおりです。

申請理由として権利者が規模拡大、義務者は長く耕作しておらず後継者もないため規模を縮小したいとのことでした。

申請地は、議案記載のとおりで畑１筆の面積2,094平方メートルです。

場所は県道富里酒々井線からハニワ台団地に向かい400メートルほど進み右に入り、350メートルから左に曲がった250メートル位の右側に位置します。急勾配の部分は多少荒れていましたが、大部分の平地はきれいに管理されていました。進入路は確保されており、第三者の権利もありません。

売買価格は10アール20万円です。権利者は芝山町からの耕作証明があり、水稻230アール、里芋、野菜の畑作150アールを権利者夫婦と子供夫婦の４人でを行っています。農機具保有状況はトラクター３台、耕運機２台、田植え機１台、乾燥機３台を保有しており権利取得後は

里芋、野菜等を作付けする予定です。住所地から申請地までの距離は3キロメートル、車で20分位です。

以上のことから効率的に利用されると認められます。申請書類の不備もなく、特に確認を要することなく許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は相川会長職務代理、篠原委員と塩澤です。

概要は議案書のとおりです。

申請理由として、権利者は障がい者支援施設の実習農地として取得したため、義務者は経営規模縮小です。

申請地は、議案記載のとおりで田2筆3,096平方メートル、畑2筆の面積1,620平方メートルです。

桜小路291-1は、東関道と根木名川が交差するところから左の川沿いを進み300メートルほど行った左側に位置し、進入路は土地改良区の農道です。多少荒れていましたが耕作は可能と考えます。

向台2277は、日吉倉から久能方面に進み東関道下を過ぎてからすぐ右に曲がって300メートルほど行った左に位置し、きれいに作付けされていました。

向台832-1、835-1も同じく東関道下を過ぎてすぐ右に入り、右側にある坂を上り150メートルほど進んだ右側に位置し、作付けの準備がされている状態でした。

いずれも進入路が確保されており、第三者の権利也没有ありません。

売買価格は総額33万円です。権利者の営農状況は田3.57アール、畑225.53アールを米とサツマイモを実習として作付け収穫しています。農機具保有状況はトラクター2台、田植え機1台、乾燥機1台、草刈り機1台を保有しています。申請地までの距離は3キロメートル、車で20分位です。以上のことから効率的に利用されると認められます。権利取得後はサツマイモ、米を作付けする予定です。権利者の運営状況も含め申請書類の不備もなく、特に確認を要することもなく許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転3を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転3について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は相川会長職務代理、関委員と伊井です。

概要は議案書のとおりです。

申請理由として、権利者は経営規模拡大のため自宅に隣接した利便性の高い申請地を取得したいため、義務者は高齢のため農地の耕作が負担となっているとのことです。

申請地は、議案記載のとおりで畑3筆441.02平方メートルです。位置は、市役所から中沢方面に向かって500メートル位行って右折し、さらに500メートル位行った左側で現況は

草刈りがされていまして。

市道に隣接していて進入路も確保されており、第三者の権利もありません。

権利取得後は梅を作付けする予定です。権利者の営農状況は田35.72アール、畑30.55アールを耕作し世帯4人で従農者は3人です。従事日数については問題なく保有機具はトラクター2台、申請地までの距離は徒歩でも1分位です。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転4を議題とします。

本件につきましては、審査会の結果により継続審査の必要性があるため次回以降の審議とします。

次に、賃貸借権設定1を議題とします。

篠原委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、賃貸借権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は相川会長職務代理、塩澤委員と篠原です。

概要は議案書のとおりです。

申請理由として、権利者は営農型太陽光発電事業をするため、義務者は経営規模縮小で権利者の要望によるものです。これまで㈱アグリラボが借受けして営農型太陽光発電を行っていた事業を、今回㈱ララキノコが引継ぐための申請です。

申請地は、議案記載のとおりで畑1筆の面積3,426平方メートル、賃貸価格は年8万円、

申請地は南小から芝山町方面に向かい500メートルほど進み、右折して300メートル行った左側にあり、現在、パネルの下は草が生えていましたが今後はブルーベリーを栽培するそうです。

権利者は、ほかに畑を72.87アール管理しており、トラクター、トラック、耕運機を各1台保有しています。

(株)ララキノコは、長生郡睦沢町に平成30年に設立。富里市七栄に居住の[REDACTED]さんが代表となっています。農業及び農業に関連、付帯する事業が主で、構成員は議決権を持つ代表のほか5人で、住所地から申請地までは5キロメートル、車で20分位です。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、相川会長職務代理、伊井委員、私関です。

土地の表示、価格、権利者、義務者、施設の概要、所有権移転事由は議案記載のとおりです。

申請地は、根木名と成田市との行政境に位置しています。農地区分は周囲を宅地に囲まれ

た小規模農地であるため第2種農地、転用目的は資材置場です。土地利用計画の内容としては農機具等が1トン、自転車オートバイ等が1トン、ビニールハウス骨組パイプ等が300キログラム、モーター等が300キログラム、ホイールバンパー等が500キログラム、家電製品等が200キログラムの利用計画図がありました。

事業費は土地代金が550万円、整地代33万円、その他39万8千円、合計622万8千円です。残高証明が添付されており残高が事業費を上回っていることを確認しました。農振除外は平成10年6月10日付け全体見直しです。

権利者は古物商の千葉県公安委員会許可書の写しが添付されており、事務所は成田市花崎町で看板の写真も添付されていて新規の事業でないことの確認がされました。会社での名義や住所でないことが懸念されますが、農地区分では第2種農地であり申請書類の不備もないことから許可相当と思われます。

参考までに今後関連すると思われる金属スクラップヤードの規制について、近年の騒音、振動、火災などが懸念されている状況を踏まえ千葉県でも条例化の動きがあり、規制を検討する方針とのことです。今後は規制前の申請が増える可能性も想定されます。以上です。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、使用貸借権設定1を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、使用貸借権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

土地の表示、価格、権利者、義務者、施設の概要、事由は議案記載のとおりです。

申請地は、大和ニュータウンの入口、公園の隣接地です。農地区分は一団の農地規模が10ヘクタール以上と認められるため第1種農地です。専用住宅の土地利用計画については、給排水については、上水道口径20ミリ、排水は合併浄化槽5人槽です。雨水処理は雨水貯留浸透層8基です。

事業費について、建設費は3,500万円で、資金計画では自己資金が100万円で借入金が3,400万円、借入先は[]銀行です。農振除外は令和4年4月26日に一般管理にて除外されています。

都市計画法等の他法令については、6月上旬に申請予定との説明書が添付されていました。申請書類の不備もないことから許可相当と思われます、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議 長 日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長

議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、5月25日付にて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の9ページに、3年新規で畑1筆、5,950平方メートル。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第４号

議 長 日程第５、議案第４号 令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料をご覧くださいと思います。

先月に引続きまして、令和３年度最適化活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、前回の総会説明時等に確認があった事項について補足説明させていただきます。まず、１ページ Ｉ農業委員会の状況 １農業の概要に記載があります耕地面積の田などが昨年と比較して実際よりも大きく減になったと思われる理由については、数値基である関東農政局千葉県担当者へ確認しところ、この数値は県全体面積を市町村ごとに配分した加工統計数値で、転用面積や地図データの情報などの補正率を加味したものとことです。

合わせて、統計数値の公表における数式の定めによる四捨五入での表示のため、昨年度と比較して大きく差が出てしまったとのことでした。

結果的に実数とは異なる数値での表記となるため、増減等の比較詳細については算定方法によるものとして御理解をいただきたいとのことでした。

次に同ページのＩ農業委員会の状況 １農業の概要に記載があります、「基本構想 水準到達者」の内容について説明いたします。こちらについては、従前の経営面積を維持し、農業改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかった経営体として確認をとりました。

次に「管内の農地面積」が2,441ヘクタールと2,494ヘクタールの2種類があることについて。Ⅳ(4)の記載のみに※による記載事項に追加分の遊休農地分があることから表示数値に相違が生じました。前回の総会時に確認がありました項目について説明させていただきました。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

よって本案は修正案のとおり決定されました。

◎議案第5号

議 長 日程第6、議案第5号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてをご説明します。

お手元の資料をご覧ください。様式の変更があり表記上は4年度最適化活動の目標設定等となっています。

まずⅠ、農業委員会の状況についてですが、先程、説明しました令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と同じ内容ですので、省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化の1現状及び課題についてですが、管内の農地面積は2,441ヘクタールで、農政課の調査をもととしたこれまでの集積面積が257ヘクタール、集積率は10.6パーセントでした。

課題としては、利用集積についてはほぼ定着しており、担い手に見合った集積が必要である。今後、啓発活動を実施し、新規の掘り起こしを行うとしました。

次に、2目標については、富里市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針に基づき、新規集積面積の目標を10ヘクタールとし、集積面積を320ヘクタールとしました。

次に、遊休農地の解消 現状及び課題についてですが、直近の利用状況調査により判明し

た遊休農地の状況については、1号遊休農地が37ヘクタール、うち緑区分が26ヘクタール、黄区分11ヘクタールとなります。

課題としては、農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者等への指導実施が必要としました。

目標については、緑区分の遊休農地の解消として、面積が26ヘクタールで解消目標面積として5分の1の5ヘクタール。黄区分の遊休農地解消として、面積が11ヘクタールで解消のための工程表の策定方針として、各会議後等に農業委員と農地利用最適化推進員及び農業委員会事務局、関係機関等と協議し遊休農地の解消のための方針を検討することとしました。また、新規発生遊休農地の解消は指針に基づき3ヘクタールとしました。

次に、(3) 新規参入の促進の現状と課題についてですが、新規参入の状況は、令和元年度新規参入者が1経営体、令和2年度新規参入者が1経営体、令和3年度新規参入者が2経営体でした。

課題として認定農業者については、未更新等により減少傾向にある。また、経営者の高齢化が進んでいることから、新たな担い手育成を市農政部局と連携を図り推進する必要があるとしました。

2番目の目標については、実績に基づき権利移動面積で記入いたしました。目標面積としては過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上の3.3ヘクタールとしました。

次に、2最適化活動の活動目標についてですが、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、1人当たりの活動日数を月約5日程度とし、(2)活動強化月間の設定目標として、設定回数を推進地区の6地区分と下記分の2回を合計し8回としました。また、(3)新規参入相談会への参加目標として、すいかまつりの中止により秋に開催予定のイベント、産業まつりを利用し、今回は1回の参加目標としました。

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の説明は以上です。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

よって本案は原案のとおり決定されました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。

次第の12ページに3件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号について、質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようなので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後2時8分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員